

業務改善の実施状況報告

組織名	近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所	連絡先	075-414-9811
所管する業務の概要	国有林野の管理経営、民有林の森林整備等の指導、治山事業等の実施等		

1. 職員の基本的な心構え・行動について	
<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組実績及び現在実施している取組 <p>(1) 業務における心構え</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度国家公務員倫理週間(12/1~12/7)及び平成21年度国家公務員セクシャル・ハラスメント防止週間(12/4~12/10)にあわせて、パンフレット及びチェックシート等を活用し、職員への啓発活動を実施した。 平成21年12月及び平成22年1月の出所日において、所長から綱紀の粛正・計画的な業務運営について、職員に訓示を行った。出所日には、事業の進捗状況及び伝達事項を職員一人ひとりが発言することとしている。 平成22年4月の出所日において、所長から平成22年度の当所の重点取組について、上席調整官から平成22年度の業務方針について、職員周知を行ったうえで、目標達成のために職員一人ひとりが貢献することが重要である旨の訓示を行った。 新たな人事評価制度に基づく、組織の業務目標の設定、評価者と被評価者間での業務内容の確認と目標の共有化を面談により行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の課題とその改善策 <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員倫理規程を誤って解釈している者もあり、職員の倫理観を高めるため、引き続きチェックシート等を活用した研修を実施する。 目標達成・問題解決のためには、職員間での情報の共有化の重要であるので、引き続き、情報の共有化に取り組む。 同上
<p>(2) 農林水産業の振興と消費者利益の関係</p>	

- ・ 公益的機能を重視した国有林の管理経営を進めており「業の振興と消費者の利益が一致しない場合」は基本的にない。
- ・ 造林や生産等の事業の実施に当たっては、野生動物への影響や一般登山者の入り込み者数などを勘案し、地元公共団体や関係者と調整を図ったうえで、事業実施時期を決定している。

- ・ 常日頃から関係者との連絡を密に取っていくことが、適切な対応につながることから、引き続き事業説明会などを実施する。

(3) 国民の意見、要請、苦情に対する姿勢

- ・ 地元からの要望があった場合には、現地の状況等を迅速に確認し、必要に応じて局に照会するなどして関係者で対策を検討している。
情報提供者への説明にあたっては、現地において相対で説明を行うこととしている。
- ・ 地元住民と関係の深い国有林については、年度当初に地元説明会を実施しているほか、関係者の参加による協議会を設立して、定期的に意見交換を行っている。
- ・ 協議会等の開催内容は、ホームページやメールニュースで情報提供している。

- ・ 地元からの要望等に対しては、上局とも相談しつつ常に複数名で情報を共有して対応していることから、担当者不在でも対応が可能となっている。引き続き、迅速な対応ができるよう体制強化に努める。

- ・ 常日頃から関係者との連絡を密に取っていくことが、適切な対応につながることから、引き続き定期的な意見交換会などを実施する。

(4) 国民への情報提供姿勢

- ・ 各種行事や事業の実施結果については、ホームページ、メールニュースにおいて、写真や資料も活用しながら、わかりやすく情報提供している。
- ・ 貴船・東山などのレクリエーションの森では、各種案内板の設置、ルートマップの作成などにより、一般市民が安心して散策を楽しめるよう情報提供している。
- ・ 森林環境教育を実施する際は、参加者の年齢・要望等を把握した上で、参加者にマッチした内容で実施している。
- ・ 協議会・検討会などで配布した資料は、ホームページを

- ・ ホームページ等による情報の提供にあたっては、内部で疎通・検討したうえ、分かりやすい内容とするとともに時機を失しないよう素早い情報提供に努めており、引き続き取り組む。

- ・ 老朽化した看板や表示については、建て替えや修繕を実施していくことが重要であり、予算要求を含め必要な対策に引き続き取り組む。

- ・ イベント終了後には、参加者や職員に対し、アンケート調査を行い、実施内容のマナー化を防ぎ、常に改善したものとなるよう努める。

通して積極的に情報公開している。

- ・平成22年3月に、貴船山国有林で地元住民を対象とする治山事業見学会を開催し、国有林における山地荒廃の現状や当所による治山事業の意義などについて、説明を行った。

- ・治山事業の意義や地域における防災体制の重要性について、地域住民の意識を高めるため、引き続き情報提供に努める必要がある。

2. 国民視点に立った業務の遂行について

・これまでの取組実績及び現在実施している取組

1. 政策・事業（業務）等の企画立案・推進に関する取組

(1) 政策のニーズ等の把握に向けた取組

- ・森林・林業に対する要請は多様化しており、幅広い方々との意見交換やイベント等を通じてニーズの把握に努めているところであり、具体的には以下のような取組を行っている。
- ①「国有林野等所在市町村長協議会」による現地見学会を開催（10/28）
- ②「京都伝統文化の森推進協議会」専門委員会等に出席して、京都東山の国有林に対する地元関係者等のニーズを把握
- ③「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」の例会等に出席して、箕面国有林に対する地元関係者のニーズを把握
- ④「嵐山国有林の取扱に関する意見交換会」を開催して、地元関係者のニーズを把握。「嵐山国有林の今後の取扱方針」をとりまとめ（2/25）
- ⑤「由良川流域における森林共同施業団地設定に関する協定」に基づく連絡調整会議を開催して、協定関係者のニーズを把握
- ⑥森林ボランティアや森林環境教育などのイベント等を開催して、一般の方の森林に対するニーズを把握
- ⑦地元の木材市場、製材業者などに足を運び、木材の需給動向等を把握

・今後の課題とその改善策

- ・左記の取組により把握したニーズ等については上局に随時報告を行う。
- ・「嵐山国有林の取扱に関する意見交換会」については、今後も毎年9月及び2月に開催する予定。
- ・「由良川流域における森林共同施業団地の設定に関する協定」を3月に締結、今後は具体的な計画の策定が重要である。

- ・当所が参加した各種会議の概要及び資料や毎月の当所の取組については、速やかに上局に報告することにより、情報の共有化を図っている。

(2) 関係部署との連携強化のための取組

- ・出所日には、所長以下全職員による打合せを実施して、所内での情報の共有化等を行っている。
- ・出所日の全体会議では、ふれあいセンターの職員も出席し、業務の進捗状況等について情報の共有化を図り、連携に努めている。
- ・各種事案が発生した時には、速やかに概要を取りまとめて、関係者に配信し情報の共有化を図っている。
- ・毎週月曜日には、管理者等によるミーティングを開催し、懸案事項の検討を行っている。
- ・管理者等の週間スケジュールは、職員にメールで配信し共有している。

(3) 国民への政策等の説明方法

- ・各種行事や事業の実施結果等については、ホームページ、メールニュースにおいて、写真や資料も活用しながら、わかりやすく情報提供している。
- ・地元住民と関係の深い国有林については、年度当初に地元説明会を実施しているほか、関係者の参加による協議会を設立して、定期的に意見交換を行っている。
説明会・意見交換会では、写真や図面等を使用したわかりやすい資料を配付するとともに、スクリーンを活用して説明を行っている。
説明会・意見交換会では、参加者による活発な議論が行われている。
- ・H21年10月からH22年6月までの事例としては以下の通りである。

- ・連携強化を図るため、出所日に職員一人ひとりが事務の進捗状況、懸案事項、今後の予定などを報告している。職員間の情報の共有化は重要なことであるので、引き続き取り組む。
- ・常日頃から関係部署並びに職員間での連絡を密に取っていくことが、適切な対応につながることから、今後もミーティング等を通して情報の共有化の強化を図る。

- ・当所の取組を多くの国民に知ってもらうためには、わかりやすい内容で時機を失しない情報提供が重要であり、引き続き工夫を凝らした情報発信に取り組む。
- ・日頃から関係者との連絡を密に取っていくことが、適切な対応につながることから、引き続き定期的な意見交換会などを実施する。

- ①「水都おおさか森林の市2009」に出展(10/10、10/11)
- ②「南丹・京丹波木材まつり2009」に出展(10/25)
- ③鞍馬山・貴船山国有林で地元住民を対象とする治山事業見学会を開催(3/15)
- ④貴船区との意見交換会を開催(5/19)
- ⑤古屋作業道開設にあたっての地元説明会を開催(6/16)
- ⑥「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」の例会に出席(10/22、11/26、1/21、3/11、4/15、5/20)
- ⑦「京都伝統文化の森推進協議会」の専門委員会等に出席(10/19、12/11、2/9、3/25、6/11、6/25)
- ⑧「嵐山国有林の取扱に関する意見交換会」を開催(10/23、1/15、2/25)

2. リスク管理に関する取組

(1) リスク管理の手順・ルール

- ・ 出所日には、所長以下全職員による打合せを実施して、所内で情報の共有化等を図っている。
- ・ 毎週月曜日には、管理者等によるミーティングを開催し、懸案事項の検討を行っている。
- ・ 保安林等制限林に係る事業等について、「法令等協議」を適切に行っているか定期的なチェックを行っている。
- ・ 毎月、職員からの「ヒヤリ・ハット事例」を取りまとめて、職員間で共有しることにより、リスク管理の意識を高めている。
- ・ 文書の完結にあたっては、一連の流れを確認して、手続き上の漏れ等がないか十分確認している。
- ・ 予定価格の積算ミスをチェックするため、過去の単位当たり単価と比較し、大幅な変化の有無、大幅な変化があればその理由を検証している。
- ・ カシノナガキクイムシ防除事業の実施にあたっては、地域や専門家の意見を聞くなど十分なリスクコミュニケーションを行っている。

・「ヒヤリ・ハット」の提出件数は、まだまだ少ないのが現状であり、更なる定着に向け取り組む。

・ 職員の異動により、地域や専門家等との繋がりが途切れないように、担当者任せとせず、引き続き複数名での対応を心掛ける。

<p>(2) 過去の失敗や教訓の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月、職員から「ヒヤリ・ハット事例」を募集・とりまとめ、職員間で共有し解決策を練ることとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ヒヤリ・ハット」の提出件数は、まだまだ少ないのが現状であり、更なる定着に向け取り組む。
<p>3. 食の安全に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接的には、食の安全に関する業務を所掌していないが、森林整備による水源かん養等の効果が、川下の農業生産、ひいては食の安全にも関連していると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林と田畑（農業）や海（漁業）は水（川）を通してつながっており、良い森林づくりは安全、安心な食づくりにつながっていることを職員全員が理解している。

<p>3. 業務を適切かつ円滑に遂行するための職場環境づくりについて</p>	
<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組実績及び現在実施している取組 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"> 出所日には、所長以下全職員による打合せを実施するなど、自由に意見を言える風通しのよい職場となるよう努力している。 「報告・連絡・相談」の徹底により、職員間で常に最新情報を共有化することで、一つの事案に対して、複数名で対応できるようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理者等が率先して、職員とのコミュニケーションを図ることで、お互いの人間関係を深め、より風通しの良い職場づくりに引き続き努める。 職員間での情報の共有化の重要性が再確認できたところであり、定着に向けて引き続き取り組む。